

○総合情報アナリティクス機構規程

〔 令和8年3月26日 〕
〔 法人規程第7号 〕

総合情報アナリティクス機構規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する総合情報アナリティクス機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、統合IR機構規程（令和5年法人規程第7号）第3条第2号に規定するIRデータ及び非自然科学系の知を活用し、国立大学法人筑波大学（次条第3号において「法人」という。）の経営に係る意思決定を支援するとともに、社会変革に結びつく学問分野を同定し、学理創成に向けた分野間の協業及び新規分野の開拓を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学問分野の同定及び研究分野の開拓に係る提言に関すること。
- (2) 社会・経済の動向の分析及び調査により同定した課題に対する政策の提言に関すること。
- (3) 社会・経済の動向の分析に基づく法人の事業戦略に係る提言に関すること。
- (4) 機構の将来構想に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(機構長)

第4条 機構に、機構長を置き、情報マネジメントを担当する副学長をもって充てる。

- 2 機構長は、機構の業務を統括する。

(副機構長)

第5条 機構に、機構長を補佐するため、副機構長を置く。

- 2 副機構長は、職員のうちから機構長が選考し、学長が指名する。
- 3 副機構長の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、副機構長となる日の属する年度の末日とする。
- 4 副機構長は、再任されることができる。

(サポート教員)

第6条 機構に、機構の業務の円滑な遂行及び専門的知見に基づく調査・分析を推進するため、サポート教員を置く。

- 2 サポート教員は、系長、計算科学研究センターの長又は生存ダイナミクス研究センターの長の推薦に基づき、機構長が指名する。
- 3 サポート教員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、サポート教員となる日の属す

る年度の末日とする。

4 サポート教員は、再任されることができる。

(顧問)

第7条 機構に、機構長の求めに応じて、機構の業務について指導及び助言を行うため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学長が職員のうちから指名し、又は学外の有識者のうちから委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、顧問となる日の属する年度の末日とする。

4 顧問は、再任されることができる。

(事務)

第8条 機構に関する事務は、関連する部局の協力を得て、情報マネジメント室が行う。

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この法人規程は、令和8年4月1日から施行する。